

総務文教常任委員会

平成24年9月14日（金）

◎ 開 議 の 宣 告 （午後 1時27分）

○委員長（国本一夫） ただいまから総務文教常任委員会の会議を開きます。

大光委員から欠席する旨の連絡がありましたので、出席委員数は6名であります。

本日の案件は、お手元にお配りしたとおり、付託案件3件と所管事務調査2件の以上5件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、9月6日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から、議案第3号、議案第6号、議案第5号の順番で審査を行います。

最初に、議案第3号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

それでは、議案第3号の質疑を願います。

○委員（小泉勇一） これは、今まで指定管理者だったものを今回選果機を入れるということでのそれに伴う無償譲渡だと思えますけれども、去年ですか、この常任委員会でなくて産民の常任委員会のほうで指定管理者の審査があったと思えますけれども、その際にも論議になったと思えますけれども、この建物の建ててある土地がどうも明確でないと思えますけれども、上に建っている建物を譲渡するということであれば、その下の土地はどのようになるのかをまずお尋ねしたいと思えます。

○地域振興課長（岩淵泰人） お答えいたします。

建物の敷地面積ですけれども、総面積で2,714.15平方メートルでございます。そのうち82番地の2の内数ですけれども、この土地がとうや湖農協の所有地となってございまして、この面積が1,931.55平方メートル、それと一部改築したときに伊達市の土地にかかってございまして、それが87番地の1のうちとなってございまして、面積が782.6平方メートルというふうになってございます。

以上です。

○委員（小泉勇一） そうしますと、782.6平方メートルですか、市の土地、これは明確になっているわけですか、ここからここまでは市の土地ですよというようなことは。

○地域振興課長（岩淵泰人） 図面等で確認いたしまして、明確になってございます。ただ、分筆しているわけではございませんので、図面上で確認という形になります。

以上です。

○委員（小泉勇一） そうしますと、それはとうや湖農協に貸すことになるのですか、貸すとすれば幾らで貸す予定なのですか。

○地域振興課長（岩淵泰人） 一応市の土地につきましては、無償で貸し付けするという方針でございます。

○委員（上村 要） この件については初めてなのですけれども、20年の産業常任委員会にかかったときに、400平米ほどかかっていた面積と今回上がっている面積とで建物の面積が違うというような指摘があったかと思うのですが、この違いというのはどういう内容だったのかお伺いしたいと思います。

○大滝総合支所長（武川哲也） お答えいたします。

この建物につきましては、昭和61年、それから62年、平成7年と3回にわたって建設をしております。昭和61年のときは509.9平米、昭和62年のときの増築で1階部分が593.64、2階が275平米ということでトータル1,378.54平米でございました。それで、平成7年に1階部分についてまたさらに増築をしまして、368.12平米増築いたして、トータル1,746.66平米という数字になってございます。この後、実はこの建物について表示登記をいたしました。登記面積が1,585.68平米と、約200平米ほど減ったわけでございます。この差の部分でございますけれども、1つには当初建設したときのひさし部分、キャノピーと言ったらいいのでしょうか、鉄骨で柱を組んで屋根をかけた部分、これは補助の面積には入ってございましたけれども、建物を登記するときには、壁がございませんので、表示登記の面積からは外れてございます。ただ、合併した以降もそうなのですが、市の財産台帳には当時の補助事業の面積をそのまま記載していたということでございます。それと、平成7年の増築の際に既存部分の改修を一部してございます。それと、既存部分について吹き抜けをつくってございます。その面積が吹き抜け部分で29平米、既設部分の改修で15.72平米、単純に補助面積を足したものですから、この面積を引かないできたということで、その増減を全て加味しますと登記面積と同等の1,585.68平米になってございます。

○委員（山田 勇） ただいまの土地の用地が2,714平方メートルということです。それで、建物が下の部分が1,339平方メートル。土地に対して建物が建っている面積が約半分です。そうなる、ほとんど用地がないということですね、建物全体でとっているということですよ、こういう関係を見ましたら。ということは、ここに多分駐車場とか、そこに車入りますから、そういうところの用地というのはどういう関係になっておりますか、それは伊達市の用地として使っておられるのか、伊達市の用地であるかということをお聞きします。

○地域振興課長（岩淵泰人） この集出荷所に入る道路でございますが、国道から入るようになってございまして、そこはとうや湖農協の土地でございます。伊達市のかかっている部分は、建物の後ろのほうでございまして、道路から車が入るような場所ではございません。

以上です。

○委員（山田 勇） わかりました。それで、建物の残高はどのような評価額になっているかということです。それに対して多分これは交付税措置がされていると思います。それで、交付税措置をされておりまして、どうしても国の縛りというのがありまして、行政では縛りがなくなったから、こういうことができますという考えだと思います。それから、このときに地方債発行されたと思います。その地方債が、多分ないと思いますけれども、もしもありましたらお知らせ願います。

○地域振興課長（岩渕泰人） お答えいたします。

国のほうの承認でございますけれども、これにつきましては長期利用財産処分報告というのが必要でございます、それで国のほうに出して了承をもらうという形になってございます。現在報告書を出してございまして、まだ正式な文書は来てございませんが、予定では9月の7日付で了承しますというご返事はいただいております。それと、過疎債の起債の関係でございますが、この建物につきましては過疎債を使ってございます。過疎債の償還は既に終わってございますので、その分は全て終了してございます。それと、残存価格の関係でございますが、残存価格につきましては、建物の建築部分だけの残存価格でございますが、補助金を除いた一般財源ベースで残存価格が4,654万3,799円となっております。

以上です。

○委員（山田 勇） 大変わかりました。4,600万ですね。これは、私たちは行政というのはスリム化というのがこのようにすばらしいことだと思います。スリム化というのは大変いいのですけれども、下に土地がありますと、それは伊達市の土地でありますと、それでこのとき無料貸借していくと、お貸ししていくと、このときに貸借関係の契約はされていくのですか。

○大滝総合支所長（武川哲也） 土地の貸借関係の関係ですけれども、まだ実際に行っておりませんけれども、使用貸借ということで契約書を取り交わす予定であります。

○委員（山田 勇） それで、これからスリム化、私はスリム化というのは本当にいいと思います。その中で、用地に幾らかの値段がついていると思います。上は農協ですと、下は伊達市ですと、これは案外これからあと何年もいろんな問題が出てくるのではないかと思います。このスリム化、貸借の契約しているからいいのではなくて、幾らかそれも押しつけていくような考えというのは多分出てこないと思いますけれども、幾らか土地が高い値段上がりますけれども、こういう考えは、要するに土地も幾らかで買ってくださいとか、そういう考えは今行政のほうでは持っていないで、無料貸借のほうでいきますということですね、無料利用ですね、ちょっとその辺。

○大滝総合支所長（武川哲也） 先ほど課長のほうからもご答弁申し上げましたけれども、87-1、市で所有している土地、この土地につきましては全体面積が1万7,500平米ほどございます。その中の782平米を今回敷地としてお貸しすると、今までもその敷地として利用してきたということなのです。仮にですけれども、この土地を分筆して売るということになれば、多分大滝の地価を考えた場合に売る値段よりも測量費のほうがかさむだろうということが十分想定されます。今までもこれを平成7年に増築した際に、そこの敷地を市のほうが、当時ですから大滝村が提供して、共同利用ということでの敷地としたわけですから、今後についても今の施設が存続している間は市としては無償でお貸しするというスタンスは変えないつもりであります。

○委員（山田 勇） わかりました。それで、1万何ぼの伊達市の用地がありますと、これわかりました。その中の2,700を測量して入れたら、そっちのほうがお金かかる、それもわかりました。それで、今この土地は用途はどのように、山林とかよくありますよね、僕ちょっと詳しいことわかりませんが、それは用途はどのような用途になっているのか、それだけで結構でございます。

○地域振興課長（岩渕泰人） とうや湖農協の持っている土地につきましては宅地、それから市の

部分につきまして雑種地になってございます。

○委員（上村 要） 先ほど合併になってから施設については保存登記をされたというふうにお聞きしたのですが、旧の大滝村の時代のときにも公の施設というのは結構何力所かあると思うのですが、これらについては保存登記はされていたのかどうか。それと、もしそれらがされていないとすれば、今後そのままいくのか、それともお金はかかってでもきちっと登記して進めていくのか、その辺だけちょっとお伺いしたいと思います。

○大滝総合支所長（武川哲也） お答えいたします。

この集出荷所につきましては、平成23年7月29日に登記をいたしてございます。それで、今現在大滝で行政財産、普通財産を合わせまして108棟の建物がございまして。この集出荷所を含めて108棟でございますけれども、そのうち登記を済ませているのはこの建物を含め3棟でございます。今後どうしていくかという部分については、全体の部分は企画財政部長のほうで答弁していただけたと思いますけれども、大滝に関しましてはやはり権利関係で何らかの権利関係の発生するもの、こういったものについては登記をしていかざるを得ないだろうという判断はしてございます。

以上です。

○企画財政部長（鎌田 衛） 実は伊達市全体でも古い時代のものは登記がされていないと、こういう状態にございます。近年は新しく建てた建物については登記をしていると、こういう現状であります。と申しますのも、不動産登記法の中で、国あるいは地方団体はそれぞれ財産台帳を整備すると、こういう規定になっておりまして、特に権利関係が自治体が持っているものでは発生しないと、こういうことから不動産登記法上も当分の間登記義務を免除すると、これが現在までも続いているわけで、これに沿って途中までは登記行為は一切しておりませんでした。財産を的確に把握をしておくということから、新しいものについては登記をすると、こういう姿勢で臨んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第3号の討論に入ります。

議案第3号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りします。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第3号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 大滝集出荷所条例を廃止する条例を議題といたします。

それでは、議案第6号の質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第6号の討論に入ります。

議案第6号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 伊達市防災会議条例及び伊達市災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第5号の質疑を願います。

○委員（小泉勇一） 本件については、先ほどの本会議で自主防災組織は30あるのだという答弁をいただきました。30ということは、仮に自治会単位に考えてみても、恐らく伊達のおよそ3割程度というふうに考えられるのですが、これは海岸線に沿った地帯が主なものか、伊達の場合防災組織といっても有珠山噴火を考えた防災も考えなければならぬわけですし、そのあたりの防災組織の組織状況について少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

地域によっては山から海まで幅広い地域がございまして、組織状況につきましても単位自治会ごとにつくっている地域や連合自治会単位でつくっているところといろいろございまして、海岸線ということに限ってエリアを示すということが現実的にはちょっと難しいということにはなっております。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○自治防災課長（星 洋昭） 有珠山の噴火を想定しまして考えますと、有珠地区、長和地区におきましてはほぼ自主防災組織がなされているという状況であります。

以上です。

○委員（小泉勇一） わかりました。それで、30といいますから、恐らく半分にもいないのかなと思いますけれども、せっかく自主防災組織あるいは学識経験者を任命するという条例改正ですから、少なくとも自主防災組織が半分ぐらい組織されたら、その中の代表を加えるというぐらいの考え方でいいのではないかと思いますし、わずかしか防災組織ができていないところの代表を入れても余り効果がないのではないかと思いますけれども、そのあたりの見解をお聞かせいただきたいと思います。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

現在確かに3割少しぐらいで、伊達市全体のというには少し率としては少ないというふうに認識しておりまして、制度できまして毎年のように自治会長会議ですとか連合自治会協議会の役員会議とかで自主防災組織の組織化についてお願いをしておりますが、強制するというわけにもいきませ

んで、去年の大震災を受けまして各地区で認識は高まりつつありますので、なるべく早い時期に組織率を上げられるような形で日々啓発して、具体的な組織化の対策を進めていければというふうには思っておりますが、飛躍的に100%に近くというようなことがなかなか決定的にはならないというのが実情と。あと、もう一つは、単位自治会の内部でそもそも自主防災における対応というのが取り組まれているという部分もあって、改めて別に自主防災組織を組織するという自主的な動機がなかなか伝わらないというのも率が上がらないという原因かなというふうには思っておりますので、そこら辺の組織化に向けた取り組みは日々続けたいというふうには思っております。

○委員（山田 勇） 第2条、この中でちょっと考えるところがありますけれども、現行は市の地域に係る災害が発生した場合において云々、災害が発生した場合に対する云々が抜けているということは、これは現行では災害が起きたときにはこのような会議を発足しますと、防災会議を発足すると。これからの新しいものは、これが抜けております。ということは、この審議する会議はこれから2年ごとに常に新しくしていくということの認識なのか、前のあれでは災害が発生した場合において、災害が発生したときにこの会議をつくっていくというふうに感じられますけれども、その点ちょっとお伺いします。

○自治防災課長（星 洋昭） 会議のあり方については、大きく変わるというふうには思っておりませんで、今までも災害が発生した場合のみの開催というわけではなくて、おおむねは地域防災計画のような市の根幹にかかわるような防災対策の案件があった場合について意見を伺っていたりということがありましたので、条文については変更ありますけれども、防災会議自体の運用に関しては大きく変わるというふうには考えてはおらないというところでございます。

○委員（山田 勇） それでは、現行では防災会議は生きて、今も継続されているという認識でいいのか、新しいのはこれから常につくられていく任期2年を守っていくという考え方でいいのか。ということは、防災会議は現在あるということか、ちょっとお願いします。

○自治防災課長（星 洋昭） 現在も防災会議というのは組織されておまして、案件のあるたびに招集して会議を開いているということで、大方は関係行政機関の長というような方々が充て職で会議を持っておまして、そのほか指定機関、民間会社も一部含まれていますけれども、関係機関の長の方には任期2年ということで更新して会議のほうに参加していただいているということになっております。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第5号の討論に入ります。

議案第5号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りします。議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第5号については原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、そのように決定いたしました。

次に、所管事務調査を行います。

最初に、地域防災対策の今後の進め方についてを議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○自治防災課長（星 洋昭） お手元の地域防災対策の今後の進め方という冊子に基づきましてご説明させていただきます。

大きく1つ目のところに地域防災計画の見直しというところがございます。これは、平成25年4月修正予定という計画でございます。平成23年2月に伊達市地域防災計画を修正して現在に至っておりますが、東日本大震災を受けまして、地震津波防災計画を中心とした計画の修正が必要となつてきております。今年度より修正素案の着手をしております、次に説明します各種対策を盛り込みまして今年度末に素案をまとめまして、平成25年4月に先ほどの伊達市防災会議に諮りまして、またパブリックコメントを実施して、最終的に決定するというふうな流れになっております。

その中の1つ目としまして、地震津波防災計画でございます。これにつきましては、平成25年1月を目標に修正をしたいというふうに考えております。これは地域防災計画の一部でありまして、北海道の防災計画の指針や津波浸水予測図をもとにしまして、予想地域の確認、避難対象地域の指定、避難先の指定、あと初動態勢、特に職員の参集範囲などの明確化、津波情報の収集伝達、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令、津波対策の教育、啓発などを主に計画として見直すということになっております。

次に、②番、津波ハザードマップの作成についてでございます。これは、平成24年12月完成の予定となっております、北海道の津波浸水予測図に基づきまして、津波浸水域、避難先、避難経路、避難所などを記載しましたハザードマップを現在作成中でございます、ことしの12月に全戸配布をしたいというふうに考えております。また、沿岸地域を対象にしました地震津波防災計画の素案と配布する予定の津波ハザードマップなのでございますが、配布にあわせて地域別に説明会をそれぞれ開催したいなというふうに考えております。

それから、3番目の屋外子局配置計画というもののなのですが、これは防災同報系の無線の屋外拡声器の整備について述べております。現在の防災同報無線は、基地局を市役所に置いておりまして、遠隔制御局を伊達消防署に置いて、屋外拡声器は有珠地区8基、長和地区7基、西浜地区1基を現在配備しております。津波災害については、一刻も早い情報伝達と高台への避難が最も重要なことから、同報無線の屋外拡声器の整備を計画的に行っていきたいというふうに考えております。それには、消防用のサイレンというのも各地域にありまして、それとの連携も進めていこうというふうに考えております。沿岸地域を中心とした屋外拡声器の配置計画を急ぎまして、本年度は既に1基

予算計上されておりまして、次年度以降につきましては1基ではなくて複数基、2基以上の設置ができればなというふうに考えております。

それから、4つ目、津波避難ビルの指定についてでございます。3月には伊達経済センターを指定いたしましたが、9月に供用開始しました駅前団地1号棟を津波避難ビルに指定したところです。現在計画中の駅前団地2号棟のほうも平成26年度の当初か、もしくは25年度末というふうな話を聞いておりますが、そこも完成次第津波避難ビルに指定したいというふうに考えております。

それから、最後に、大きく2つ目でございます。津波に関する避難訓練の実施でございます。これは、平成24年10月15日に実施予定ということで現在準備を進めております。今回の計画につきましては、西浜、館山下地区の避難訓練となっております。中央9区、市街10区、14区の自治会を対象にしまして、徒歩による安全な高台への避難と、この地区におきましては国道37号、または館山公園なのですけれども、そこへの避難の経路の確認と避難に要する時間や避難上の問題点を把握することを目的としております。当日の避難につきましては、午前10時の大津波警報の訓練サイレンを合図にしまして、館山下踏切からサイクリングロード経由で国道へと、それからもう一つはJRの跨線橋から道道伊達紋別停車場線経由で館山公園へと、もう一つは西浜踏切から西通り線経由で国道までという3経路を想定しまして、最終的には市民研修センターがゴール地点ということで計画を立てております。それから、避難が完全に終了しました後、駅前団地1号棟の屋上を緊急避難場所というふうにしておりますので、見学して終了というようなことで避難訓練を計画しているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（国本一夫） ただいま説明がありました。

この件について質疑を願います。

○委員（上村 要） これから具体的にというか、見直しかけてこの計画は進めていくということだろうと思うのですけれども、津波の避難ビルの指定とかということが何力所か指定されてきていると思うのですけれども、その場所に行くのは収容人員というのが限られてくると思うのです。そうすると、近隣の住民が近間だからそこへ集まるといったときに、あふれてしまうなんていうような、そういうことが想定されるのではないかと思うのですが、もう少し細かく、ここのビルだったら、この近辺の人はここですと、これ以外のところはここですという、具体的に地域指定してどこへ行くのですというようなものも少し細かく指定する必要があるかないかなという感じがします。

それと、あと駅前の津波ビルは見せていただいたのですが、真冬だとか、そういう寒い時期だとあそこへ行けばもう安全だということだけにはならぬと思うのです。その状況にもよりますけれども、あの吹きさらしのところに何時間も屋上にいるなんていうことになれば、これもまたどうなのかなという感じがするのですけれども、いずれにしても役所が主体的になってこうします、ああしますという細かい計画も必要ですけれども、住民みずから、そういう自然災害のときは自分みずから自己責任である面ではここへ逃げるのだという、そういう教育を前面に出してもするべきでないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○自治防災課長（星 洋昭） 全く委員おっしゃるとおりでございます。津波避難ビルが万能と

いうふうには全く考えておりません。特に津波に関しては、今現在の道の浸水シミュレーション、予測図におきましては1時間ちょっとの余裕があるというふうに言われておりまして、津波避難ビル、近くのビルに上って安心しているということになったら、近隣住民が全員上り切れないというような状況になることは明白でございます。津波避難ビルの指定に可能な建物というのがほかに思い当たらずに、まさに緊急的、逃げおくれた方、遠くに全く逃げられない、そういう方がやむなくそこに逃げるといようなことを想定しております。仮に東日本大震災クラスの津波が伊達に押し寄せたと仮定したときには、屋上の上っても2日、3日と孤立して、救助もなかなかできないというような時間が実際あるということを各地域の住民の方にも認識していただいて、時間があれば極力地理上高台になるようなところに逃げてもらおうといようなことを再三にわたってこれから啓発していかなければいけないというふうに思っています。そこもととなるデータでありますハザードマップについて今現在つくっております、ことしの年末に向けて配布したときには、そういうことも含めて一人一人に十分理解してもらえようような説明をしたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員（小泉勇一） 防災の同報無線ですけれども、現在有珠8基、長和7基、西浜1基、これは恐らく有珠山噴火の対応でつくられたものだというふうに思いますけれども、今度は津波対応といふことを十分考えてつくらなければならないものだと思います。それで、西浜1基ということになるとどの辺に今1基あるのか、まずお尋ねしたいのと、それからことし1基計画されているといふのですけれども、これはどこにつける予定なのかお尋ねしたいと思います。

○自治防災課長（星 洋昭） お答えします。

確かに現在屋外拡声器が設置されている場所につきましては、有珠山噴火の後に火山防災情報の伝達のために目的に設置しておるわけであり、西浜につきましても火砕サージの到達エリアの近辺ということで、結局は津波を想定したものというよりは有珠、長和と同じ感覚で設置しているといっても過言ではない状況になっております。それまでは津波防災についての認識がなかなか各自治体でなかったものですから、沿岸エリアにつきましては手つかずという状況になっておりました。ことしは沿岸エリアに任意の場所でどこか1つはということ予算を獲得はしているのですけれども、1個あれば全てのエリアが網羅されるわけではないものですから、来年度以降の配備計画を立てた上で、秋に向けてことしの設置ポイントの確定と来年度以降の計画もあわせて考えていきたいと思っておりますので、現在のところはここですといふところで決めかねているという状況になっております。

○委員（小泉勇一） そうしますと、以降複数基という表現ですから、何基つくるかわからないのだと思いますけれども、津波対応ということになると、拡声器といいますが、それが届く範囲ということになりますよね。黄金からずっと海岸寄り、設置の要望は恐らく出てくるのだと思いますし、もう出ているのかもしれないけれども、せつかくつくっても拡声器が到達しないぐらいではだめだと思ふのです。ですから、防災無線が到達漏れのないようなところで、先般の一般質問もありましたけれども、伊達は既にちょっと津波来たらどうかなという非常に危険な地帯あるわけですよね、

ですからそういうふうなところからもちろん優先順位でいかなければだめだと思いますけれども、早急に何基つくるのか、どこからどういう順番でつくるのかというようなものは策定すべきだと思いますけれども、そのあたりの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○自治防災課長（星 洋昭） 屋外拡声器の使い方によっても音声の飛ぶエリアというのがいろいろ変わってくるということで、例えば警報サイレンですと音はよく飛ぶと、実際の肉声で言葉で文字をしゃべろうとするとなかなか飛ばないとか、あと風の向きとかといろいろありまして、ただ緊急的な避難しなければいけないというサイレン信号につきましては、言葉でなくて音声信号で、こういう音声信号だとまずは逃げるのだと、情報を収集しないといけないのだというような認識を持ってもらえるエリアで音声信号が飛ばばいいなというふうに思っております。ですが、実際にどここのエリアも漏れなく聞こえるというような配置にするためには沿岸エリアに何十基も立てないといけないということも実際ありまして、一遍に全部を整備するというのは事実上不可能ということですので。1基立てるにも何百万というお金がかかってくるということも現実ありまして、あと用地のこともあるのです。ですから、そこいら辺で将来にわたって継続的にある程度、100%が一番いいのですけれども、ある程度の人口カバーとかエリアカバーができるように、あともう一つは、先ほども言いましたように消防のサイレンというのも各地区にありまして、当然沿岸地区の近くにも何カ所かあるものですから、そこら辺と連携を図って、効率的で、かつ漏れのないようにというような計画をつくりたいというふうには思っておりますが、安全とお金を比較するわけにもいかないのですけれども、やはり財政上の問題もありますので、そこら辺は無理のない範囲でできるだけ早い時期にと、両方を網羅した形で計画を進めていこうというふうに思っております。

○委員（小泉勇一） 考え方としてはわかりましたけれども、今度いろんな訓練や何かあると思うのですけれども、その際にも例えば同報無線もこういうあれでつけて、それから音声は出さないけれども、消防のほうとタイアップして、こういうサイレンならこうだよとかという、日常の訓練のときからそういうものも必要だと思いますし、さらには隅から隅まではなかなか大変だとすれば、人口の密集地帯、中心になるところあたりをまず重点的に考えて設置すべきものだというふうに思います。これは金がかかるから、何年かかってつけてもいいというものではないと思うのです。災害はいつ来るかわからないわけですから、やはりきちっとした計画を立てて早急に、予算はとったけれども、ことしまだどこにつくのかわかりませんというのはちょっと問題があるのでないかなという気がするものですから、そういうことのないような対応をしていただきたいと思います。

○委員（阿部正明） 屋外拡声器についてはわかりましたけれども、今同僚委員のほうで西浜、山下町のほうについては新しく建てた建物に避難するということと。山下町あたりにはあとそういったビル関係は、避難する場所というのはないのですか。

○自治防災課長（星 洋昭） 津波避難ビルの指定という観点からいきますと、ある程度の平面の面積を確保して鉄筋コンクリートで何階建て以上と、津波の高さにもよるのですけれども、そういうふうなところが必要となっております。なおかつ朝、昼関係なく災害は起きるわけなものですから、指定はしたけれども、行けなかったというようなことも津波避難ビルとしては適正ではないというふうなことになっていきます。市のほうで津波避難ビルとして指定するというからには、いつで

も逃げれるというような状況を確認しておかなければいけないということがありまして、それを全て網羅する建物というのが実際はないと。ただ、高い建物はあるので、逃げようと思えば逃げれるのですけれども、市のほうであらかじめここは緊急避難の避難ビルですというような指定をする条件を満たしていないというところでありまして、必ずしも対象の建物がないとは言い切れないのですけれども、指定には及べないというような状況であります。

○委員（阿部正明） わかりました。そうすると、やはり館山あたりまでは逃げないといけないということですね。

もう一点は、屋外拡声器が1基設置されるということと、前回の災害のときに広報車ですか、たしか出て走りましたよね、そのときに広報車と市で言っていることと若干異なった、違ったことがあったのです。要するに、線路から下の方については西小学校に避難してくださいと、車で走って流したほうは国道から下は西小学校に避難してくださいということがあったのです。それで、市民の方も迷いまして、市役所に確認したら線路から下ということになったものですから、今回西浜に1基拡声器が設置されます。そういった中で、また広報車が走ることはあるのでしょうか。

○自治防災課長（星 洋昭） 広報車につきましては、去年の3月につきましては線路から下ということで広報したというふうに認識はしてはいたのですが、どうもそうではない広報車も走っていたと、どの広報車が何を言ったのかというのがなかなか特定できなくて、今になってもちょっとわかっていないと。国道から下で逃げて西小学校というのもちょっとつじつまも合わないものですから、それも甚だ疑問でして、もしそういう混乱があるとすれば、次回ってあつては困るのですが、そういうようなときについては混乱のないようにしたいというふうに思っておりますが、大津波災害に関しましては広報車を出して歩くということ自体がそもそも危険な行為であるというのが今回の東日本大震災の状況で、広報車自体が波にのまれているというようなこともあったものですから、人を介して危険なところで広報活動するというのも限界があるというようなことがあったもので、このたびの屋外同報無線の活用というようなところにシフトしていけたらというふうに考えております。

○委員（阿部正明） ぜひそういったところも踏まえてやっていただきたいと思います。

もう一点は、避難訓練なのですけれども、西浜、館山下のほうでやられるということと、あと学校関係、この辺でいうと西小学校が一番近いのかな、そういうところの避難訓練というのはどういうふうになっているでしょう。

○自治防災課長（星 洋昭） 学校につきましては、直接こちらのほうから働きかけて、避難訓練をやりますとか、やってくださいというようなことはしていないのですけれども、もう既に震災後、去年あたりから学校独自で条件を決めて、特に西小なんかは先月も研修センターのほうに全校避難をするというような訓練を毎年やっているというふうに聞いております。

○委員（犬塚貴敬） 地域防災対策の今後の進め方の中で、①にある地震津波防災計画で津波情報等の収集とあるので、訓練の対策を進めていく中で根本の情報が間違っていたら、いろんな情報も遮断されたりとか錯綜したりとかする中で非常に困る状況になると思うのですけれども、情報の収集の対策の今後の進め方というのはどうなっているか、もうちょっと説明していただ

きたいなと思います。

○自治防災課長（星 洋昭） 情報と一口に言ってもなかなか難しいのですが、例えば地震が起きた、津波が来る、大津波警報が出た、そういうような単純な情報でもスムーズに流れないとなかなか住民の方には届かないということがあるものですから、少なくとも内部的には気象庁のほうから真っすぐ市町村のE-m-N-e-tですかJ-ALERTとかと、先ほど来いろいろ大騒ぎしていますけれども、そういうような情報であるとか、あとメールやファクスとか、逐一気象庁なりから真っすぐ入ってくるというようなことになっております。それをもとに市のほうの防災担当含めて各所ですぐさま結論を出して、先ほどの防災無線などで一般の方に周知できるような体制づくりというふうに考えております。一般の方についても、だれかから何か言われるまで待っているというような状況ではなくて、自分から情報収集するのだというような意識を持っていただくということも十分大事なことです。テレビやラジオですぐ必要な情報をとるのだというような気持ちでいていただく啓発にも努めていければというふうに思っております。

○委員（山田 勇） まず、②の津波ハザードマップの作成、その下段の2行、沿岸地域を対象に地震津波防災計画の素案と津波ハザードマップの地域別説明会を開催する予定、この予定は多分来年の1月からになっていくと思いますけれども、大体何力所ぐらいでこの説明会を開いていく予定になっているか、その点ちょっとお聞きします。

○自治防災課長（星 洋昭） 津波ハザードマップにつきましては、道の浸水予測図が大きく出たものですから、それを地域別にわかりやすいような形で今地図に落として、見てすぐわかるような形を想定して今つくっております。12月1日の広報配布の時期に合わせて全戸配布できればいいというふうに思っております。配布と同時に、できれば年内から、年内どの程度できるかわからないですけれども、12月、1月あたりから地元で説明会をしたいと思っておりますが、そのエリアを、地域によると思うのですけれども、人口規模にもよるので、何とも言えないのですが、例えば連合自治会単位であるとか、あと沿岸地区の何自治会かごとであるとか、それについては状況に応じて回数をふやしてでもいいと思っておりますので、それぞれの地域に即した形の説明会にできればいいなというふうに思っております。

○委員（山田 勇） それで、このたび10月15日、私が住んでいる西浜地区へ避難訓練の実施をしていただくということでございます。これは、徒歩による安全な高台への避難経路の確認と避難にかかる時間等を行政がはかられて、問題点の把握をしていくという。それで、確かに徒歩が一番大事だと思うのです。皆さん車というのは、このような大津波来るとどうしても道路遮断されると思うのです。家が壊れたり、それから電柱が倒れたり、それでやはり徒歩が一番いいのではないかと。これは、大変本当にありがたいことでもあります。それで、今私たちが住んでいる北西地区、そしてまた中央9区の住民は、私たちは安心して教育というものは受けていきますけれども、他の地域において、言いますと黄金の沿岸地域、稀府の沿岸地域、舟岡、それから旭町、その沿岸地域、それから特に長和地区なんかは結構低いところがありまして、また有珠地区の沿岸部、これらの避難訓練等はどのように考えていくのか、またこれは行政主導で行っていくのか、地域からどうですか、やってみたいと思っておりますがという、そういうお話でやっていくのか、そのご見解をいただきます。

○自治防災課長（星 洋昭） このたびの津波避難訓練につきましては、市のほうで企画して音頭をとって、自治会のほうに投げかけて開催ということになりましたが、これは行政側の都合で日程も設定して、条件も設定してやるということで、時間だとか困難地区の把握だとか、そういう主眼で市のほうでやるということにしております。それを参考にといいますか、そういうことをもとに各地域で自主的にやっていただければなというふうに思っております。10月15日の避難訓練に先立って、特に長和地区なんかは複数の自治会が、単位自治会なのですけれども、それぞれ自分たちはこういう目的でこういう避難訓練をやるというようなことが主体的に行われてきております。沿岸地域は何もそこだけでなくて、伊達市全域にあるものですから、そういうような実施の結果なり方法なんかを参考にさせていただいて、各地域でも、規模は問いませんので、一人一人が認識できるような避難訓練を主体的にやっていただけるようお願いをしていきたいなというふうには思っております。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） 委員外議員の菊地清一郎さんから発言を求められておりますので、許可をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菊地清一郎君 まず、委員外にもかかわらず、許可をしていただきまして、ありがとうございます。

ちょっと二、三点お伺いしたいことがございますので、お尋ねしたいと思います。まず、第1点ですが、これは総務部長さんのほうにお伺いしたいと思います。今回の地域防災対策の今後の進め方ということで、昨年度の3.11の震災を受けまして津波対策ということがメインに書かれております。しかしながら、ご存じのとおり、この伊達市は有珠山の噴火災害という大きな問題もございませぬ。そしてまた、河川の大雨洪水による災害、これも過去いろいろな災害が伊達市にはありました。よって、今防災に関しまして大変数多くの問題点があって、また予算等もかかるし、計画にも人もかかるし、時間もかかると。それで、例えば今回の津波災害に関する伊達市の進め方ということに関しましても、防災課長が中心になられてやっておられるようですけれども、人的に非常な負担がかかっているのではないかというふうにはちょっと私感じているのです。それで、防災に関しましては、本当に人の人命、そして財産、これを守ることが市の一番最大の大きな目的だと思っておりますので、私は有珠山噴火災害、そして大雨洪水に伴う災害、このことも同時並行にこれまでの想定外ということの検討をすべきだと思っております。それで、一つの検討、提案というか、ご検討をお願いしたいのは、伊達市の部局の中の防災の組織の再編の件ですけれども、これも見直して、同時に地震、津波以外の防災計画、やはりこの辺も人が必要です。よって、今申し上げましたようにこの辺の組織をもう少し強化していったらどうなのかというふうに感じておるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

大変難しい問題でございます。現体制の中で対応がとれているのかどうかというところは、確か

に非常に難しい現状にはございます。ただ、1つには、例えばこのたび消防のOBの方に自治防災のほうに入ってもらいまして、専門的な知識ももらいながら今進めているということもございます。ですから、人数だけなのか、それから質的な問題、これらもございます。今菊地議員おっしゃいました一番近くは、多分有珠山が今後の中では重いことだと思います。ただ、今やっていますのは、余りにも津波に対する考え方がないと、ですから地域防災計画はありながらも、この中に地震、津波の部分が非常に薄っぺらいところで、今手厚くするという事です。ですから、国の災害対策基本法に基づいた流れの中で考えていくと、当面は津波のことについては充実をしたいというふうに考えています。

それと、伊達市の災害は、この自然災害だけではないのです。インフルエンザだとか、実はいろんな危機管理が求められてきます。その意味では、自然災害、災害対策基本法に基づいたものだけでなく、全体の危機管理をどうするかというところは今大きな課題としてとらえております。ですから、できる限り危機管理という概念で充実を図っていききたいと。今組織的にはかなりぎりぎりの人数で本市もやっているものですから、調整は今後検討いたしますけれども、質的には幅を広げて、単に一つの自然災害だけではなくて、危機管理全体を含めたものを考えていけるような、そういう行政としてやっていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○菊地清一郎君 わかりました。本当に大変な作業だと思うのです。よって、人の問題というのが大きいかないというふうに感じていたものですから、こういう災害というのはいつ、どういう災害が起こるかかわからないということで、やはり同時進行で考えるべきかないというふうに感じていたものですから、ご質問させていただきました。

それから次、第2点ですけれども、先ほど消防用サイレンとの連携等々のお話もございましたけれども、そしてまたOBのお話も今ございました。それで、私思っていたことの一つとして、防災センターというのがございますね、その防災センターをある程度プロの目で、行政の方々が気がつかない部分、またできにくい部分、そういう部分の視点というものをプロの方々のご意見をお伺いしながら、また防災センターというものが今機構としてあるわけなので、この辺の活用というか、連携というか、強化していくべきだというふうに思っておりますが、その辺のお考えをお尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

防災センターは機能として、何か大きな災害があったとき例えば国の災害対策本部ができるだとか、それから本市においても、本市の災害対策本部は当然この市庁舎になりますけれども、例えば今回の北海道の津波予測図でもここがぎりぎりのラインなのです。それで、万が一市役所がだめだったときは、これは防災センターが本部になるということで活用は考えていまして、ただ、今おっしゃったのは建物ということではないということですか。建物的には、そのようなことで非常事態での活用ということは十分認識しながら、それなりの設備の整った施設でございますので、いつでも今の計画の中で必要なときには利用するというようなことで位置づけはしておりますが、質問の趣旨ちょっと違いましたでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○総務部長（篠原弘明） 伊達市の防災全体についてプロの方のという意味ですね、わかりました。それは、必要な視点だと思います。昨今自衛隊からも結構協力の依頼来ております。これは人の派遣も含めてなのですけれども、いろんな意味で、ここはかなりプロ的な知識が実際に必要になります。それは去年の事例でもよくわかっておりますので、十分アドバイスいただきながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○菊地清一郎君 それと、次に、今後の国とか道の予算対応というのが今後どのような形で行われてくるのか、見通して結構ですが、いろいろ情報があればお聞かせしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○総務部長（篠原弘明） 実はそこが私たちも一番知りたいところなのですが、正直防災に関しては何も財源的なものは確定的なものが示されてきておりません。ですから、先ほどお話ししました最重要課題であります同報無線等々もほとんど単費です。起債措置はあるのかもしれませんが、補助上は今のところは示されておられません。全国的なこの状況ですから、補助といったら本当に切りがなくなってしまう状況なのかもしれません。具体的にはそこは示されておられませんので、私たちも一番欲しい情報ではありますけれども、特に示されていない以上はできるものから優先順位を決めてできるだけ早急にやるという形で今は考えてございます。

以上でございます。

○菊地清一郎君 それから、災害が起きたときの津波等々も震度、マグニチュードの大きさによって浸水してくる範囲が変わってくるとは思いますが、市役所だとか消防、要するに機能の最先端の部分、こういう部分のもしもの場合を考えたときに、それなりのリスク分散ということが必要な考え方になってくるのではないかなというふうに思うわけです。それで、一番大事な部分は、いろいろな連絡網だとか、そういうものが例えばコンピューターで制御されているだとか、信号も警察署で制御されていますけれども、そういう部分が警察署も有珠山の噴火によってそういう部分が何らかの被害をこうむった場合、電源が喪失した場合、信号がとまってしまう。要するに大渋滞が起って事故が起こるといような、例えばそういう想定がなされるわけです。ですので、今後機能のリスク分散、特にコンピューター関係の端末等々、その辺を強化をする必要もあるだろうというふうに考えるのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○総務部長（篠原弘明） お答えいたします。

警察と消防とかということではなくて、庁舎の中で災害が起きたときにどうするのだということは今後シミュレーションしていかななくては行けないと。昨年から、課題が何があるのかというのはいろいろ庁内会議で出ております。特に電源が遮断されたときに、これは市役所の機能がほとんどストップしてしまうと。ですから、例えば非常用電源が今非常に求められるところなのですが、なかなかこの対策が正直危うい状態になっています。かなり多額な費用もこれはかかりますし、一番いいのは屋上に非常用電源をつければ一番いいのかもしれませんが、常時燃料を供給するだとかということかなり高額なものになります。今市役所はほとんど地下に電源が集中していますので、

ここが一番課題だろうというふうにとらえています。これもお金のかかる話ですから、次年度に向けても防災関係は一回計画を練って、事前に予算当局ともすり合わせをするということで特別扱いをしていただくという運びにもなっています。ですから、計画を立てて、まずは何ができるかということを進めてまいりたいと、このように考えてございます。

○委員長（国本一夫） 菊地議員、質問はこの程度でお願いをいたします。

○菊地清一郎君 わかりました。それで、今やめようと思って。

ありがとうございます。大変難しい部分だと思えますが、一つ一つ整理をしてやらざるを得ないなというふうに思っています。よろしくどうぞお願いいたします。

ありがとうございました。

○委員長（国本一夫） 委員の皆さんはほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

次に、伊達市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○総務課長（椎名保彦） 伊達市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。

事前に資料をお配りしておりますので、その資料に基づきまして説明させていただきます。まず、表紙をめくって1ページをお開きください。公の施設の指定管理者の指定につきましては、現在公募を原則に募集を行っておりますけれども、5ページをちょっとお開き願いたいと思いますけれども、施設一覧表がございます。ごらんとおり、現状ではコミュニティセンター、それから観光物産館、黎明観が公募によらないで募集を取り扱っております。このことは、また最初のほうに戻っていただきまして2ページを見ていただきたいと思いますけれども、条例の抜粋がございますけれども、当条例第2条第2項におきましてアンダーラインを引いておられると思うのですが、その後のほうで、公募以外の方法により募集することができるものとするという規定に基づきまして、指定管理を行う場合に適用しております。しかし、具体的にはどういう場合において公募以外の方法にするのかというのが定めがございませんでした。また、他市の状況もいろいろございまして、公募以外の方法につきましては、条例ですばり取り扱っているケースもございまして、それから規則、それからまた指針などで取り扱っているということでさまざまでございます。今般伊達市におきましては、該当する施設を施行規則に加えまして明文化し、整理をいたしたところでございます。

そこで、3ページをごらんになっていただきたいと思います。施行規則でございます。その第2条に指定管理者の募集という項目がございます。そこに第3項を新設いたしました。第3項、条例第2条第2項に規定する「公募以外の方法により募集することができる」のは、次のとおりとするということでございます。

まず、第1号、地域のコミュニティを増進する施設において、地域住民により構成される団体が

自主的な運営を行うことが効果的、効率的であると認められるときということでございます。これは、現在のコミュニティセンターを指しております。

それと、第2号、福祉施設において、入居者が引き続き安定した生活環境を維持することが必要と認められるとき。これは、潮香園が来年がちょうど更新時期になります。それで、今までは潮香園は公募でやっていたのですが、来年度はこの規定に基づいて公募以外の方法で募集をしたいということでございます。

それと、最後に第3号、観光施設において、物品の販売に加え、観光情報の収集、発信を行うなど本市の観光に資すると認められるとき。これにつきましては、観光物産館や黎明観が対象となっています。

そういうことで、今回公募以外の方法による募集の規定というものを条例施行規則の中に盛り込んで整理をさせていただきました。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（国本一夫） ただいま説明がありましたこの件について質疑を願います。質疑はありますか。

○委員（小泉勇一） 従来もやっていたことで、改正しても余りかわりばえしないのかなという感じがして今説明を受けていたのですけれども、従来も公募はカルチャーセンターであるとか体育館であるとかプールであるとかいろいろなやっているわけですけれども、公募しても伊達の場合果たして複数の応募者があったのかどうなのか、それはどの施設でどれくらいあったのかお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（篠原弘明） それについては一般質問にもございましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、純粋に競争が成り立ったというのは、今20の指定管理者の施設ありますけれども、一つもございません。

それで、加えて今回の補足の説明をさせていただきますと、今小泉委員おっしゃるように余りかわりばえがないのでないかと、実はそのとおりなのです。指定管理者は、原則公募です。原則公募なのですけれども、伊達市に限らず、全国の約6割は全部ほとんど競争性がないというのが実態ということで数字があらわれております。原則公募で、1社しか来ないのであれば、1社、1団体であれば、それでいいのではないかとということになりますけれども、原則公募ではないということは、募集というのは1社しか求めないわけですけれども、ここは国のほうからも通知が来ておまして、原則公募ではないやり方については市民とか議会にきちっと説明責任があるということで通知、通達も来ております。ですから、ここはある程度公募によらないのだという理由を明確にして、それを示す必要があるということが今回の発端です。庁内ではどうやっていたかということ、担当のほうで起案上げて、担当セクションだけが合議して、市長まで決裁をとってという形で進めたのはこの3つなのです。それで、これについては公募によらないというやり方はしてきていますけれども、その考え方をより明確に規則の中に入とうということ、できるだけ透明に進めたいということの

趣旨で今回加えたいなということのご説明でございます。

以上でございます。

○委員（小泉勇一） わかりました。潮香園を来年からは公募以外にしたいという説明だったかと思えますけれども、潮香園こそ競争する人が出てきそうな施設でないのかなという感じがするわけですが、確かに入っている人たちの安定性といいますか、人たちのことを考えると継続性が高いから公募以外にするのがいいのかなと思えますけれども、そのあたり私は公募にしても伊達としては一番複数の人がいけるような、応募できるような施設が潮香園でないのかなと思ったりもするのですけれども、そのあたりの考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○総務部長（篠原弘明） その点も確かに私たちの中でもちょっと議論はありました。それで、サービスの評価、これは全く別なところで行っています。ですから、今利用者だとか、それからまずは指定管理者みずからが自分の実績を自己評価して、市役所のほうに來ます。市役所のほうでもサービスとか全体の流れを評価しますし、それから潮香園であれば措置される人に市役所が直接聞き取りをしているという現状でございます。ですから、サービスが悪いだとか、経営状況が悪いということであれば、これは全く更新の対象にはなっていないのですけれども、それは別なところで議論するというようにして、ここは専ら全国の例を見ても、指定管理期間って必ず3年ないし5年と設けなくてはいけない制度ですから、例えば最悪3年、5年でその都度管理者が変わるといのはいかなものかというのが全国的な視点でございます。ですから、私たちが入居者を中心に考えたときに、これはぼろぼろかわる制度では困るということで、このたびこのような形で提案をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査は終わりました。

お諮りいたします。調査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（国本一夫） ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時52分）